

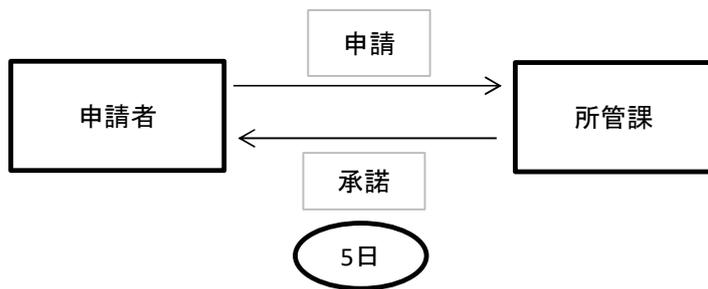
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 21

処 分 名	松山市立中島歴史民俗資料館の入館の承諾	
処 分 の 概 要	松山市立中島歴史民俗資料館の入館を承諾する。	
根 拠 法 令 名	松山市立中島歴史民俗資料館条例(平成16年条例第53号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		5日
標準処理期間	計	5日
判断基準	松山市立中島歴史民俗資料館条例第5条各号に該当しないことを基準とする。	
<p><b>【根拠法令等】</b></p> <p>○松山市立中島歴史民俗資料館条例</p> <p>(利用方法) 第3条 資料館に入館しようとする者は、教育委員会の承諾を得るものとする。</p> <p>(利用の制限) 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を承諾しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が資料館の管理上支障があると認めたとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。